

上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

－概要版－

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という）に基づいて、市町村における一般廃棄物の排出抑制に向けた方策、処理に関する基本方針等の事項について示し、住民、事業者、行政の協働により取組を推進するための基本計画です。

計画期間

上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、令和 17 年度を「最終目標年次」とし、15 年後を見通した計画とします。また、本計画は令和 7 年度を「短期目標年次」とし、10 年後の令和 12 年度を「中間目標年次」に設定します。

ごみの現状

ごみ量全体としては、平成 28 年度以降、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

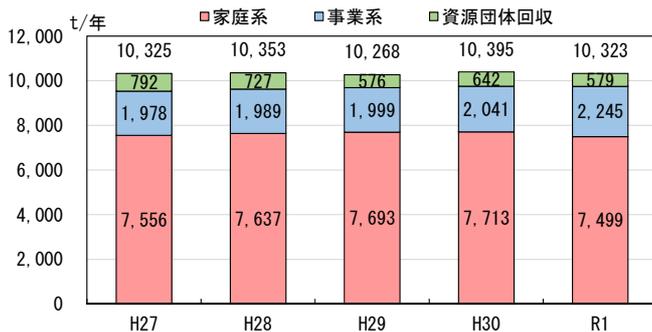
■ごみ量と 1 人 1 日当たりごみ排出量

- 家庭系ごみは、直近ではやや減少傾向。1 人 1 日当たりの排出量は、平成 30 年度の 676.2 g から約 20 g 減少
- 事業系ごみは、排出量、1 人 1 日当たりの排出量ともに増加傾向
- 資源団体回収（自治会や育成会などによる資源再利用運動）は回収量及び排出原単位とも減少傾向

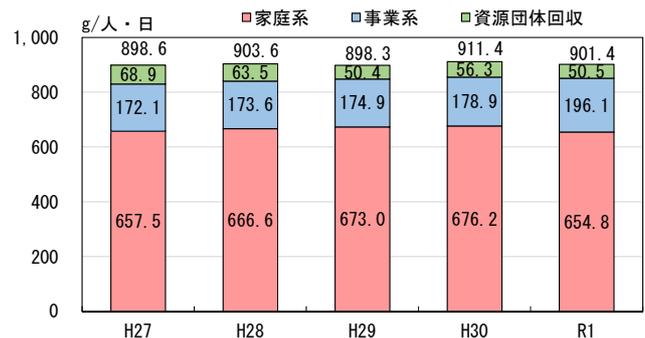
■資源化量と最終処分量

- 資源化量は、全体量としては減少傾向
- 最終処分量は年々増加傾向

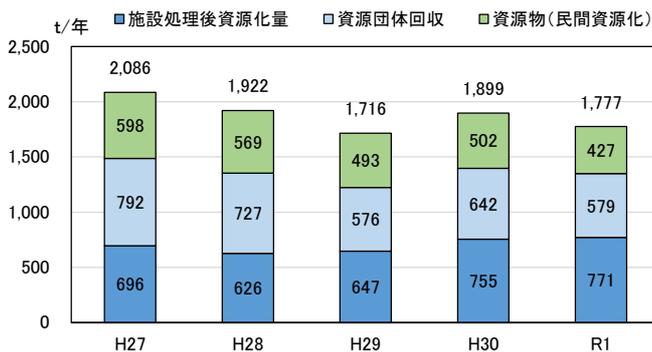
《ごみ量の推移》



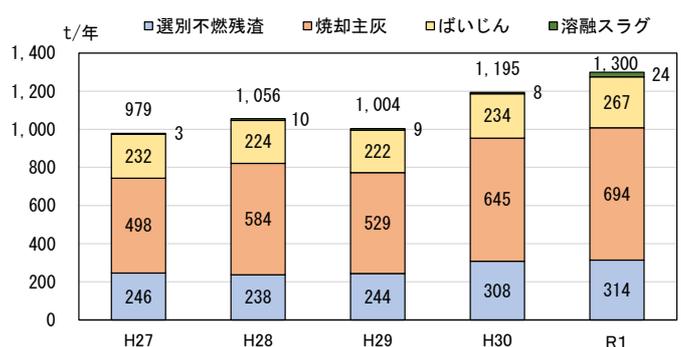
《1 人 1 日当たりごみ排出量の推移》



《資源化量の推移》



《最終処分量の推移》



課 題

2 R の 取組強化

ごみ排出量を減らすためには、ごみになるものを減らす「リデュース」、不要なものを再使用する「リユース」の2 R の取組を強化することが必要です。

分別の徹底 (リサイクル 率の低下)

家庭から排出される燃やせるごみの中には、資源化可能な紙類などの資源物が一定量混入しており、低下傾向にあるリサイクル率を向上するためにも、これらの分別を徹底することで、リサイクルを着実に進める必要があります。

食品ロスへの 取組

令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、自治体においても積極的に取り組んでいく必要があります。本町においてもイベントや出前講座等の際に町民や事業者に広く周知徹底を図ることが求められています。

町民・事業者 への啓発

ごみ・資源物分別アプリ、コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助制度や出前講座等の取組をさらに強化しつつ、2 R の重要性や分別リサイクルの方法を広く周知するとともに、外国人や集合住宅の居住者等、情報が届きにくい人への情報提供方法を工夫しながら、伝えていく工夫が求められます。

安定したごみ 処理・処分 体制の整備

広域的連携を行う宇都宮市とともに、焼却処理量及び最終処分量の低減、安定した中間処理施設及び最終処分場の稼働並びに整備を推進するため、さらなるごみ減量・資源化の推進を図り、必要に応じて、適切な費用の負担や分別区分、ごみ収集体制の見直し等を検討する必要があります。

高齢者への 対応

少子高齢化の進行による高齢者の割合の高まりに伴い、ごみステーションへのごみ出しや分別が困難になる世帯が増えることが想定されます。高齢者や障がいのある方のごみ出しのサポート方法・体制を、関係各課等とともに検討する必要があります。

災害時の 体制の整備

「上三川町災害廃棄物処理計画」(令和2年6月)に則って、災害廃棄物を迅速かつ安全に処理するため、関係各課及び国、県、関係機関、事業者とも協力し、対応することが求められます。平時からの備えに努め、より実効性のある体制を構築する必要があります。また、災害時のごみの排出方法を町民に周知するとともに、関係者との情報の共有を図り、災害発生時の円滑な収集運搬や衛生環境の維持に努めることが重要です。



コラム ご存知ですか？ごみ・資源物分別アプリ「さんあ〜る」

スマートフォン対応アプリ「さんあ〜る」は、ごみ・資源物の分別方法や出し方、収集日などを検索できます。また、お住まいの地区(自治会)を設定することにより、収集日をお知らせする機能もついていますので、ごみ・資源物の分別収集にご活用ください。

Android



iPhone



※アプリの利用料は無料ですが、通信料についてはご負担ください。

こんな情報が見られます！

- ・ごみの収集カレンダー
- ・町からのメッセージ
- ・ごみの種類別の出し方
- ・クイズ など



基本理念 みんなで創る豊かな未来 循環型のまち 上三川

一人ひとりが2Rを意識しながら、それぞれのライフスタイルに合わせて取り組めることを実践し、町民や事業者、行政の協働により将来に向けてよりよい環境を維持し、循環型社会の形成を目指す必要があります。

基本方針



基本方針 1 各主体の意識高揚と連携

本町の豊かな自然環境を維持するとともに、町民・事業者・行政の協働により資源循環を進め、災害に強く、安心して暮らすことのできる町の実現を目指します。

基本方針 2 2Rを重視した3Rの取組の強化

さらなるごみの減量・資源化を実現するためには、3Rの取組の基本である、「物を大切に使い、ごみとなるものをできるだけ出さない（リデュース）」、「まだ使えるものは再使用する（リユース）」を重点的に実施し、次いで「資源化できるものは分別し、再生利用する（リサイクル）」の順番に従って、取組を進める必要があります。

基本方針 3 適正処理・処分の推進

ごみ及び資源物として排出されたものについては、宇都宮市と連携しながら、中間処理においてできる限り資源化を進めることで、適正処理を実行し、最終処分量の削減を図ります。

基本方針 4 これからの社会変化への対応

人口の減少、少子高齢化社会の到来を見据え、社会の変化に対応した廃棄物処理体制を構築します。また、地震や水害など、近年増加する災害に備え、宇都宮市や県、国とも連携し、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備に取り組んでいきます。

目標値

家庭及び事業所におけるごみの減量や資源化の取り組みの成果を反映するものとして、目標1と2を、最終処分量の低減を目指すため、目標3について目標を設定します。

目標項目	基準値 令和元年度	短期目標 令和7年度	中期目標 令和12年度	長期目標 令和17年度
1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源、資源団体回収除く) [g/人・日]	556.8	550	525	500
2 事業系ごみ排出量 [t/年]	2,245	2,050	2,025	2,000
3 最終処分量 [t/年]	1,183	850	825	800

施策体系

ごみの減量等の目標達成を目指し、4つの基本方針に基づいて様々な施策を展開します。

また、本計画の推進にあたっては、町民、NPO等の活動団体、事業者、町等の各主体がそれぞれの役割を認識し、協力して施策に取り組み、実行することが不可欠です。広域処理を実施している宇都宮市、近隣自治体や県とも連携し様々な施策を展開していきます。

基本方針1 各主体の意識高揚と連携

- 1-1 出前講座等による町民の意識高揚
- 1-2 教育機関と連携した環境教育の充実
- 1-3 広報誌、ホームページ、アプリ等による情報提供
- 1-4 イベント等における意識啓発
- 1-5 地域、活動団体、事業者、関係機関等との連携



基本方針2 2Rを重視した3Rの取組の強化

- 2-1 生ごみの減量化に向けた取組の徹底
- 2-2 食品ロスの削減
- 2-3 容器包装の削減
- 2-4 衣類等のリユースの推進
- 2-5 分別排出の徹底
- 2-6 施設における大型ごみのリユースの推進
- 2-7 資源再利用運動報奨金制度の推進（資源団体回収の促進）



基本方針3 適正処理・処分の推進

- 3-1 分別収集体制
- 3-2 中間処理施設の維持管理と整備
- 3-3 最終処分量の削減
- 3-4 家庭系ごみ有料化の調査・研究
- 3-5 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進



基本方針4 これからの社会変化への対応

- 4-1 高齢化社会への対応
- 4-2 新たな分別品目の検討
- 4-3 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた取組
- 4-4 処理困難物等への対応の検討



上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版
令和3（2021）年3月

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1丁目1番地
TEL:0285-56-9111 FAX:0285-56-6868